

日頃から災害に備えましょう

市内での備蓄状況

市では非常備蓄品を市内5カ所の地区に分散して備蓄しています。また、新型コロナウイルス感染症対策として、人と人の距離を確保するための簡易仕切りや室内用テント、換気に必要なサーキュレーター、自動ラップ式トイレなどを備蓄品に加え、指定避難所の安全を守る体制を整えています。



自動ラップ式トイレ

備蓄場所

- 東部地区＝防災センター、東部小学校、総合体育館
- 北広島団地地区＝広葉交流センター、地域サポートセンターともに
- 西の里地区＝西の里会館
- 大曲地区＝大曲備蓄庫（大曲会館隣）
- 西部地区＝農民研修センター

コロナ下での避難は

新型コロナウイルス感染症が収束していない中で災害が起きた場合、指定避難所で収容できる人数は通常の4分の1程度になります。通常より多くの避難所を開設するため、近くの避難所の場所や経路を確認しておきましょう。非常持ち出し品にマスクや消毒液など感染を防ぐ物に加え、避難する際に持参してください。

避難勧告が廃止されました

法律が改正され、5月20日から避難勧告が廃止されました。避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）も、それぞれ改正されています。

改正前	改正後（5月20日から）
避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難
避難勧告	廃止
避難指示（緊急）	避難指示

問合せ 危機管理課（内線3344）

国民健康保険と後期高齢者医療のお知らせ

保険税（料）額決定通知書

今年度の通知書は、6月中旬に送付します。

納付方法・開始時期

- 納付書か口座振替で納付する方＝6月から
- 年金から差し引かれている方＝4月・6月・8月は、2月と同じ額が差し引かれます。10月以降の支払い額で、今年度の保険税（料）額と金額を調整します
- * 失業や特別な事情で生活が著しく困窮し、納付が困難な方は、申請すると減免になる場合があります。

◆国民健康保険税

通知書は世帯主に送付します。世帯主が国保に加入してなくても、世帯に国保加入者がいる場合は世帯主に送付されます。

今年度は税率を据え置き、課税限度額の引き上げと所得が少ない世帯への軽減制度の拡充を行いました。

◆後期高齢者医療保険料

保険料は均等割と所得割の合計で、個人ごとの納付です。

保険料の計算方法

保1 険年 間の 料	均等割	1人5万2,048円 +
	所得割	(令和2年中の所得－最大 43万円) × 10.98%

*前年の所得金額により、控除額が異なります。

問合せ

- 国民健康保険税＝保険年金課（内線2115）
- 後期高齢者医療保険料＝保険年金課（内線2101）

国保加入者のための 病院などの窓口で支払う 一部負担金の減免・徴収猶予



	減免	徴収猶予
対象	次のいずれかの理由により医療費の支払いが困難な方 ①震災や風水害、火災などの災害で重大な損害を受けた ②干ばつや冷害、凍害、霜害による農作物の不作などの理由で、収入が前年より3割以上減少した ③事業や業務の休・廃止、失業などで、収入が前年より3割以上減少した	
内容	一時的に生活が困難な度合いに応じて、20～100%の5段階で減額・免除 *上記①に該当し、災害による傷病で入院・通院する場合は免除です。	医療機関への支払いを猶予し、市が立て替えて支払い *猶予期間の終了後、市に全額を支払います。
期間	3カ月以内（1カ月単位） *さらに必要と判断された場合は、申請により、3カ月を限度に延長します。	6カ月以内

減免・徴収猶予の決定は、次のものを確認して総合的に判断します。

- 被保険者と生計を同じにする世帯全員の直近3カ月の平均収入額
- 預・貯金
- 生活保護基準額
- 一部負担金の額など

問合せ 保険年金課（内線2112）